

契約書の読み替えについて

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正法施行及び文京区個人情報の保護に関する条例（平成 5 年 3 月文京区条例第 6 号）の廃止に伴い、令和 4 年度以前に契約を締結し、令和 5 年 4 月 1 日以降も引き続き契約が継続するものについて、契約書における契約約款条項及び仕様書の取扱いを下記のとおりとする。

記

- 1 契約約款条項について、令和 5 年 4 月 1 日以降は、「文京区個人情報の保護に関する条例（平成 5 年 3 月文京区条例第 6 号）第 2 条第 1 号」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項」に読み替えることとする。
- 2 仕様書について、令和 5 年 4 月 1 日以降は、「文京区個人情報の保護に関する条例（平成 5 年 3 月文京区条例第 6 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に読み替えることとする。
- 3 上記 1 及び 2 の事由のみに関する契約変更は行わないものとする。

以上

(参考) 文京区個人情報の保護に関する条例

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- 二 個人識別符号が含まれるもの